

## 告示

### 埼玉県告示第三百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアセキ生出塚店

埼玉県鴻巣市生出塚一丁目百二十五番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 建築基準法等、関連法令を遵守してください。
- (2) 当該届出の計画地は、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域となっています。当該地域による建築基準法に基づく建築物の用途制限は、過半の属する地域の制限が適用されます。仮に第一種中高層住居専用地域の用との制限が適用された場合、店舗の床面積が五百平方メートルを超えて建築することができないことから、当該建築計画が、建築基準法の用途制限に適合しているか確認をしてください。
- (3) 屋外広告物を設置の際は、屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例を遵守してください。
- (4) 景観法及び埼玉県景観条例を遵守してください。
- (5) 近隣小・中学校の児童生徒の通学路がありますので、店舗新設準備や新設後の関係車両の走行につきましては、児童生徒の登下校時や放課後の時間帯等に、安全に十分配慮していただくようお願いいたします。

#### 二 縦覧期間

令和四年四月十二日から令和四年五月十二日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター